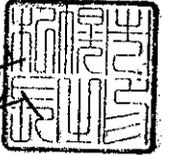


札幌市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月 27 日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第 7 号

札幌市火災予防条例の一部を改正する条例

札幌市火災予防条例（昭和48年条例第34号）の一部を次のように改正する。

- (1) 目次中「警報」の次に「等」を、「制限（」の次に「第33条の2・」を加える。
- (2) 第1条中「警報」の次に「（同条第3項の火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加える。
- (3) 第8条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第8条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
 - (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準に

については、第3条第1項第2号から第9号まで、第15号、第16号及び第20号並びに第2項（第6号を除く。）並びに第5条第1項第4号の規定を準用する。

- (4) 第9条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室」を「一般サウナ設備（サウナ室）」に、「（以下「サウナ設備」という）」を「のうち、簡易サウナ設備以外のものをいう。以下同じ」に改め、同項第3号及び第4号並びに同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。
- (5) 第3章第4節の節名中「警報」を「警報等」に改める。
- (6) 第3章第4節中第34条の前に次の1条を加える。

（林野火災に関する注意報）

第33条の2 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

- (7) 第34条の見出し中「警報が」を「警報等の」に改め、同条中「次の各号に定めるところによらなければ」を「市の区域内（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報が発せられた場合で林野火災の発生の危険性を勘案して市長が火の使用を制限する必要がある区域を指定したときは、当該区域内）に在る者は、次に掲げる事項を遵守しなければ」に改め、同条第6号を削り、同条に次の1項を加える。

2 前条の規定による注意報が発せられた場合における火の使用については、市の区域内（林野火災の発生の危険性を勘案して市長が火の使用について注意を要すると認める区域を指定したときは、当該区域内）に在る者は、前項各号に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。

- (8) 第66条第1項第6号の次に次の1号を加える。
 - (6)の2 簡易サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (9) 第66条第1項第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。
- (10) 第67条第1号中「火災」を「たき火その他の火災」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から

施行する。

(1) 目次、第1条及び第3章第4節の節名の改正規定、同節中第34条の前に1条を加える改正規定、第34条の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第67条第1号の改正規定並びに附則第4項の規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和8年3月31日

(経過措置)

- 2 前項第2号に掲げる規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている簡易サウナ設備（改正後の第8条の2第1項の簡易サウナ設備をいう。以下同じ。）のうち、改正後の同条の規定に適合しないものについては、改正後の同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際、簡易サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。次項において同じ。）であって、改正後の第8条の2の規定に適合するものを現に設置し、又は設置の工事をしている者については、改正後の第66条第1項（第6号の2に係る部分に限る。）の規定は適用しない。
- 4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に簡易サウナ設備を設置しようとする者は、同日前においても、改正後の第66条第1項の規定の例により届け出ることができる。